ふるさと再発見 第87回

Re:discovery Omihachiman

文化財の保存修理⑪ 番外編

文化財を火災から守る

市内には、建造物に限定しても、国指定の重要文化財が14件、県指定の有形文化財が15件、市指定の有形文化財が14件あります。しかし、指定を受けた文化財建造物の多くは木造で、常に火災のよる焼失という危険性を持っています。

文化財の火災というと、首里城の火災や、フランスにあるノートルダム大聖堂の火災が記憶に新しいところですが、こういった文化財は、一度失われてしまうと、歴史や文化、地域性など、これまで培われてきたものの多くが失われてしまいます。

日本では、昭和24（1949）年1月26日に発生した奈良県の国宝法隆寺金堂の炎上を契機に、現在の文化財保護法が制定されました。文化庁は昭和30年に「文化財防火デー」を定め、毎年1月26日を中心に、文化財を火災やその他の災害から守る啓発運動を行っています。1月は1年の中で火災が発生しやすいこともあり、本市も指定文化財所有者の理解と協力を得ながら、消防署とも協力して、消防設備の点検と懸案事項の再確認を行っています。

指定を受けた文化財建造物の周囲を見回すと、屋内には火災報知設備や消火器、屋外には放水銃や消火栓、避雷針などが設置されており、もしもの時に通報や消火活動ができるようになっています。指定文化財は文化財保護法や消防法によりこれらの設備・設置が定められており、火災が起きた場合は指定文化財所有者だけでなく、地域住民など周囲の人々の協力を得ながら消火活動を行わなければいけません。また建造物の規模も一つひとつ異なるため、建造物それぞれで防火対策が必要となります。実際に消火訓練を実施する年もあり、市内では令和5年度に重要文化財である浄厳院本堂で訓練を実施しました。

浄厳院での放水訓練

また、建造物だけでなく絵画や書跡、仏像などの美術工芸品は、火災での焼失だけでなく盗難の危険性もあります。市内での盗難被害は現在のところ確認されていませんが、盗難防止のために防犯ブザーや人感センサー、鍵の設置を行ったり、美術工芸品の記録をとったりなどを行い、盗難が起きても確認ができるようになっています。

建造物の耐震補強工事や大規模な保存修理工事、美術工芸品の保存修理も文化財を守るための必要な行為ですが、火災を防ぐことや盗難対策などの日常管理も、国民の共有財産である文化財を守っていくための大切な行動です。

文（文化振興課・山田）

格納されている放水銃

広報おうみはちまん

令和8年3月号

編集・発行／近江八幡市総合政策部秘書広報課
〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236
TEL：0748(33)3111 FAX：0748(32)2695

MAIL kouhou@city.omihachiman.lg.jp
WEB https://www.city.omihachiman.lg.jp

広報おうみはちまんは、各自治会を通じてお届けします。また、各学区コミュニティセンターや図書館などの公共施設、郵便局、金融機関、セブン-イレブン・ファミリーマート各店舗などに置いているほか、市ホームページやマチイロ、マイ広報紙などでもご覧いただけます。

Facebook　YouTube　Instagram　マチイロ　マイ広報紙　LINE

人口と世帯

令和8年2月1日現在
（ ）は前月比

総数	81,733人	（－ 45）
男	40,200人	（－ 10）
女	41,533人	（－ 35）
世帯	36,445世帯	（－ 10）

※外国人住民（43か国・地域／2,386人）を含みます。

●インキ：環境配慮型インキ（植物油インキ or ノンVOCインキ）
●印刷：有害な廃液を出さない水なし印刷